

(仮称) 池田市ながらスマホの防止に関する条例 (案) の概要

1. 目的

ながらスマホが交通事故その他の事故を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所におけるながらスマホの防止について必要な事項を定めることにより、道路交通法（昭和35年法律第105号）、池田市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和61年池田市条例第11号）その他の交通の安全に関する法令等と相まって、ながらスマホの防止に関する市の施策の推進及び市民等の意識の啓発を図り、もって市民等が安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所の確保に資することを目的とする。

2. 定義

- 1 スマホ スマートフォン、携帯電話、タブレット端末その他の画像を表示する機能を有する機器をいう。
- 2 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 3 ながらスマホ スマホを操作し、又はその画面を注視しながら歩行（歩行者として道路交通法の適用を受ける者の移動をいう。）をし、又は自転車の運転をすることをいう。
- 4 公共の場所 国又は地方公共団体が管理する市内の道路、公園及び広場のほか、市が設置し、又は管理する庁舎、施設その他公共の用に供する場所をいう。
- 5 市民等 市内に居住し、在勤し、若しくは在学し、又は市内で活動する者その他市内の公共の場所を通行し、又は利用する者をいう。
- 6 事業者 市内で事業活動を行う全てのものをいう。

3. 市の責務

市は、この条例の目的を達成するために、市民等及び事業者と連携し、公共の場所におけるながらスマホの防止に関する情報の収集、啓発活動その他必要な施策（以下「ながらスマホ防止施策」という。）を推進しなければならない。

また、ながらスマホ防止施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4. 市民等及び事業者の責務

市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、ながらスマホ防止施策に協力するよう努めるものとする。

5. ながらスマホの禁止等

何人も、公共の場所においてながらスマホを行ってはならない。

また、何人も、公共の場所においてスマホを操作し、又はその画面を注視するときは、他者の通行及び利用の妨げにならないように行わなければならない。

6. 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

7. 施行期日

この条例は、令和3年7月1日から施行する。